

総合評価落札方式に係る技術審査等業務委託公募要領

1 業務概要

(1) 目的

本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、価格のみならず「価格と品質が総合的に優れた調達」いわゆる総合評価落札方式による入札事務の円滑な実施を図るため、令和8年度佐賀県発注で入札・検査センターにおいて執行する建設工事の総合評価落札方式に係る技術評価（案）を作成（以下「技術審査等」という。）することを目的とする。

(2) 業務内容

別添「令和8年度 総合評価落札方式に係る技術審査等業務委託特記仕様書」（以下「特記仕様書」という）（別紙1）による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 応募資格及び要件

次の要件がすべて備わっている法人とする。なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 公募開始の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- ④ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- ⑤ 事業所が佐賀県、福岡県、長崎県内にあり、当該業務を行う執務室が佐賀県内に1ヶ所以上あること。
- ⑥ 下記イ、ロの何れかの資格を有する者を管理技術者（※1）として配置できること。ただし、管理技術者は自社社員とする。
 - イ（社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）または、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）
 - ロ 技術士法に基づく技術士（建設部門または農業部門に限る）。
- ⑦ 公共工事の発注者（国、都道府県、政令指定都市、市町、公団等）、又はその支援者としての豊富な技術的実務経験を有する者を担当技術者（※2）として配置できること。また、担当技術者は自社社員とし、管理技術者を兼ねることはできない。

- ⑧ その他技術者（※3）を配置できること。ただし、その他技術者は自社社員とする。
- ⑨ 法令の遵守及び守秘義務が担保されること。また、違反した場合の罰則等を社則等において明記していること。
- ⑩ 令和8年度において、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則で定める資格を有する業者（公益法人を除く。以下、「登録業者」という）でないこと。

また、登録業者と資本若しくは人事面において関連がある者がいないこと。

「登録業者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、以下のとおり。

- ア 当該受託者と法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）。
 - イ 役員（株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、持分会社の業務を執行する社員及び法人格のある組合等の理事に限る。以下同じ。）が、当該受託者の役員を現に兼ねている会社。
 - ウ 役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に当該受託者の役員の職にある会社。
- ⑪ 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例28号）第2条第4号に規定する暴力団等に該当しないこと。

「佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例28号）第2条第4号に規定する暴力団等」とは、以下のとおり。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ク アからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

※1 管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行う者

※2 担当技術者とは、管理技術者のもとで業務を担当する者

※3 その他技術者とは、担当技術者を補佐する者

2 公募期間及び応募申請書等の提出方法

(1) 公募期間

令和8年3月30日（月）から令和8年4月9日（木）まで

(2) 提出方法

下記の提出先に申請書等（下記〔申請書等〕に掲げる書類）を持参、又は、郵送（書留などの配達記録が残る方法によること。）のいずれかの方法により提出すること。

【申請書等】

- ① 業務委託応募申請書（様式1）
 - ② 業務執行体制等（様式2）
 - ③ 特定テーマに対する技術提案（様式3）
 - ④ 誓約書（様式4）
 - ⑤ 平成28年4月1日から本公募の日までに完了した同種業務（※）の業務実績を証する書類（契約書等の写し）
 - ⑥ 申請者の概要が記載されている書類（定款等の写し）
 - ⑦ 管理技術者の経歴書（同種業務の業務経験を含む）（任意様式）
公共工物品質確保技術者（Ⅰ）（Ⅱ）、または技術士の資格者証の写し
自社社員であることを証する書類
 - ⑧ 担当技術者の経歴書（同種業務の業務経験を含む）（任意様式）
自社社員であることを証する書類
 - ⑨ その他技術者の経歴書（同種業務の業務経験を含む）（任意様式）
自社社員であることを証する書類
 - ⑩ 法令遵守、守秘義務及び違反した場合の罰則等を明記している社則等の写し
 - ⑪ 参考見積書（任意様式）
- ※ 同種業務とは、土木工事における設計積算、工事管理又は総合評価落札方式に係る技術評価業務とする。

【提出部数】 1部

【提出先】 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59
佐賀県 入札・検査センター
TEL：0952-25-7472

【受付期間】 令和8年3月30日（月）から令和8年4月9日（木）の期間内
（ただし、閉庁日を除く）で、9時から17時までの必着とする。

3 参加資格の確認

本案件に参加を希望する者は、参加資格の確認を受けること。

参加資格の確認結果は、令和8年4月13日（月）までに通知する。

4 業務体制方針（特定テーマに関する技術提案）に関するヒアリング

※申請者の申請書等提出書類や業務実績により、ヒアリングを実施しない場合がある。

(1) 実施場所、日時及び出席者

ア 実施場所：佐賀県庁(本庁舎) 会議室

イ 実施日時：令和8年4月14日（火）から令和8年4月15日（水）（予定）

ウ ヒアリングの日程は協議の上、決定する。

エ 出席者：管理技術者（又は担当技術者）

(2) ヒアリング項目

ア 業務の実施方針、特定テーマに対する取組方法等について

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(4) ヒアリングに出席しない場合

受注意思がないものと見なし、原則として特定しない。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りで無い、この場合、その旨を理由と共に書面（書式自由、ただしA4版とする。）にて提出すること。

4 問い合わせ先

本業務に関する質問は、令和8年4月3日（金）までに、下記問い合わせ先まで書面又は電子メールで送付すること。回答は、質問を受理した日から3日以内（休日を含まない。）に応募者全員に通知する。

問い合わせ先：佐賀県県土整備部 入札・検査センター 資格審査担当

（電話番号） 0952-25-7472

（メールアドレス） nyusatsu-shitsumon@pref.saga.lg.jp

5 委託先の特定方法

(1) 評価基準

委託先の特定のための審査は、「委託業者の特定のための評価基準」（別紙2）により行う。

(2) 特定方法

委託先の特定に当たっては、提出された申請書等並びに技術提案書及びこれに対するヒアリング結果を佐賀県に設置した技術審査等業務委託選定委員会において審査し、最適なものを特定する。特定した技術提案書の提出者に対して、特定した旨の通知を令和8年4月17日迄に行う。

(3) 非特定通知及び非特定理由の説明

特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由を通知する。

非特定の通知を受けた者は通知をした日の翌日から起算して5日以内(休日を含まない。)に、書面(書式は任意)により、発注者に対して特定されなかった理由についての説明を求めることができる。

発注者は、上記の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内(休日を含まない。)に、書面により回答する。

6 業務の契約

- ・ 特定した者と協議を行い、随意契約を行う。
- ・ 令和8年度の総合評価落札方式の発注見込み案件は、概ね50件程度を予定しているが、別紙3の総合評価の型式及び作業内容、入札参加者数の区分毎に、それぞれ単価契約を行う。
- ・ 業務を第三者に一括して再委託することはできない。なお、業務の一部を再委託する場合は、入札・検査センター長と協議のうえ承諾を得なければならない。この場合は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託したすべてについて責任を負わなくてはならない。

7 契約保証金

- (1) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則35号)第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- (3) 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。
 - イ 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行し実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

8 留意事項

- ・ 申請書等及び参考資料は、委託者の特定のみで使用し入札・検査センターで厳重に管理する。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除く。)
- ・ 提出された申請書等及び参考資料は返却しない。
- ・ 応募に係る費用については、応募者の負担とする。